四　天皇海山水域（北緯二十五度の線、東経百六十五度の線、北緯五十度の線及び西経百七十五度の線に囲まれた水域（アメリカ合衆国の排他的経済水域を除く。）をいう。）において操業に使用する曳き網は、網目の結節から結節までの長さが十センチメートル以上であり、コッドエンドに内張（底ずれの防止を目的とするものを除く。）が取り付けられていないものでなければならない。

五　外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合には、当該外国の入漁許可を受けるとともに、当該外国の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他の当該外国の法令を遵守しなければならない。

○農林水産省告示第八百四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、大中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数

操業区域	漁業の方法	総トン数 旧トン数	総トン数 新トン数	隻数	備考（階層名）
一　操業区域（別記一の操業区域をいう。以下同じ。）の1	一　そうまき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上三七トン未満	二	(一)
		一五トン以上四〇トン未満	一五トン以上四八トン未満	三	(二)
		四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	一九	(三)
		四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	二	(四)
		四八トン以上五〇〇トン未満		四	(五)
	二　そうまき	一五トン以上三〇トン未満	一五トン以上三七トン未満	一八	
二　操業区域の1及び2	一　そうまき	四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	四	(一)
			四八トン以上五〇〇トン未満	二	(二)
三　操業区域の1、2及び4	一　そうまき	四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	二	
四　操業区域の1及び3	一　そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	二	
五　操業区域の1、3及び7	一　そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	二	
六　操業区域の1及び4から6まで	一　そうまき	四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	四	
七　操業区域の1、4から6まで及び8	一　そうまき	四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	三	
八　操業区域の1、4、6及び8	一　そうまき	四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	三	
九　操業区域の1、4及び8	一　そうまき	四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	一	
十　操業区域の1、6及び7	一　そうまき	四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	一	
十一　操業区域の1、6及び8	一　そうまき		四八トン以上五〇〇トン未満	一	
十二　操業区域の1及び7	一　そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	一	
十三　操業区域の1及び8	一　そうまき	四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	八	
十四　操業区域の1及び9	一　そうまき	二〇〇トン以上五〇〇トン未満	二〇〇トン以上三五一トン未満	一一	
十五　操業区域の3	一　そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	三	
十六　操業区域の3及び6から8まで	一　そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	一	
十七　操業区域の3及び7	一　そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	一	
十八　操業区域の6	一　そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	一	
十九　操業区域の6及び7	一　そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	二	
二十　操業区域の7	一　そうまき	四〇トン以上六〇トン未満	四八トン以上八一トン未満	一	
二十一　操業区域の8	一　そうまき	四〇トン以上一〇〇トン未満	四八トン以上一三六トン未満	一二	
二十二　操業区域の9	一　そうまき	二〇〇トン以上五〇〇トン未満	二〇〇トン以上三五一トン未満	一〇	(一)
		二〇〇トン以上一〇〇〇トン未満	二〇〇トン以上七六一トン未満	一四	(二)
二十三　操業区域の10	一　そうまき	二〇〇トン以上五〇〇トン未満	二〇〇トン以上三五一トン未満	一〇	